

# 第514回 奈良地方最低賃金審議会 議事録

開催日時：令和7年8月5日（火）午後1時30分

開催場所：奈良労働局 別館会議室

奈良市法蓮町163-1 愛正寺ビル2F

## 1. 出席者

公益代表委員 熊谷礼子、櫻井靖久、下山 朗、坪田園子、福井麻起子

労働者代表委員 伊垣昭彦、河本章吾、北尾 亮、佐古美希、本村秀史

使用者代表委員 小西克美、柴田健司、当麻和重、西田雅彦、松岡 誠

事務局 石崎労働局長、米村労働基準部長、中村賃金室長、  
松川賃金室長補佐、竿谷賃金調査員、

## 2. 審議事項

(1) 令和7年度 地域別最低賃金額改正の目安について（報告）

(2) 奈良地方最低賃金審議会奈良県最低賃金専門部会委員の任命について（報告）

(3) 関係労使の意見聴取について

(4) その他

## 3. 主要経過・審議結果

### 【松川補佐】

それでは、本日まだ柴田委員がお見えになつていませんが、定刻になりましたので、514回奈良地方最低賃金審議会を始めます。

まず、定足数の確認でございますが、本日は、柴田委員以外現在揃っております。奈良最低賃金審議会令第5条第2項の規定による定足数を満たしておりますので、本日の審議会が有効に成立している事をご報告申し上げます。

下山会長、議事の進行よろしくお願ひします。

### 【下山会長】

本日は暑い中、またご多忙の中、ご出席賜りありがとうございます。

ただ今から第514回奈良地方最低賃金審議会を開始いたします。

まず、本日の審議会は「公開」で行うこととなっております。また、審議会終了後は議事録を作成し、奈良労働局ホームページに公開する予定となっておりますのであらかじめお伝えしておきます。

まず、本日の議事録の署名人を指名します。私のほかに労働者側からは河本委員お願ひします。

使用者側は当麻委員お願ひいたします。

それでは、早速議事を進行いたします。

議題（1）は、「令和7年度地域別最低賃金額改正の目安について（報告）」になります。

目安については事務局から説明をお願いいたします。

### 【中村室長】

それでは、ご説明いたします。

7月11日に厚生労働大臣から中央最低賃金審議会の会長宛て「地域別最低賃金改正の目安」を諮詢したところ、昨日8月4日に中央最低賃金審議会の会長から厚生労働大臣に答申がございました。

その答申の内容は、お手元の資料No.1「令和7年地域別最低賃金改定の目安について（答申）」をご覧ください。

例年、目安の報告に関しましては、中央最低賃金審議会会長のビデオメッセージをご覧いただいておりましたが、本日は日程の関係で間に合いませんでしたので、今年度につきましては答申の一部を私から読み上げさせていただくことによりご報告とさせていただきます。

令和7年8月4日

厚生労働大臣 福岡 資麿 殿

中央最低賃金審議会

会長 藤村 博之

令和7年度地域別最低賃金改定の目安について（答申）

令和7年7月11日に諮問のあった令和7年度地域別最低賃金改定の目安について、下記のとおり答申する。

## 記

- 1 令和7年度地域別最低賃金改定の目安については、その金額に関し、意見の一致を見るに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に掲示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心を持って見守ることとし、同審議会において別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については、労使共通の認識であり、政府が掲げる「賃上げと投資が牽引する成長型経済の実現」と「持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年1%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着」させるためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配意しつつ生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。
- 5 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的な事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の待遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。
- 6 また、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底、中小企業・小規模事業者の生産性向上、事業継承・M&A等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化に取り組むとともに、地域で活躍する人材の育成と待遇改善を求める「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」の着実な実行を要望する。
- 7 その際、経営強化税制、事業継承に係る在り方の検討、産業競争力強化法による税制優遇など予算や税制等のインセンティブ制度を通じ、中小企業・小規模事業者の賃上げに向けた

強力な後押しがなされることを強く要望する。

- 8 同時に、省力化投資促進プランの対象業種のみならず、幅広く、きめ細やかな成長投資の後押し、販路開拓・海外展開の促進、マッチングの強化等の支援策の充実と支援体制の整備を通じた中小企業・小規模事業者の生産性の向上を進めるとともに、地域における消費の活性化等を通じ、地域経済の好循環を図ることを要望する。
- 9 また、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに、運用の改善を図ることを要望する。
- 10 價格転嫁対策については、下請法改正法（中小受託取引適正化法）の成立を受け、その施行に向けて、公正取引委員会の体制の抜本強化とともに、中小企業庁・業所管省庁との連携体制を早期に構築し、各業所管省庁においても、同法に基づく検査や問題事例への対処を適切に実施できるよう、執行体制の抜本強化を要望する。
- 11 取り分け、価格転嫁率が平均よりも低い業種を中心に業所管省庁において徹底的に業種別の価格転嫁状況の改善を図るため、中小企業庁による下請けGメン、公正取引委員会による優越Gメンといった省庁横断的な執行体制の強化に加え、中小企業庁・公正取引委員会から具体的な執行・業務のノウハウの共有を行った上で、業種別のGメン等を通じた取引環境改善の枠組みを価格転嫁率が低く課題の多い業種を所管する業所管省庁全体へと広げる等、十分な規模での執行体制を構築することを要望する。また、パートナーシップ構築宣言について、取引適正化に関する自主行動計画を制定している各業界団体の役員企業に対して宣言を働き掛けるとともに、生産性向上関連の補助金における加点措置の拡充をすること等により、宣言の更なる拡大を図る事を要望する。サプライチェーンの深い層まで労務費転嫁指針の遵守が徹底されているかを重点的に確認し、必要に応じ更なる改善策を検討するとともに、更なる周知徹底に取り組むことを要望する。
- 12 さらに、B to C事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。
- 13 また、いわゆる「年収の壁」への対応として、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進することを要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないよう、発注時における特段の配慮を要望する。

続きまして、

## 「令和 7 年度地域別最低賃金改定の目安に関する公益委員見解」

令和 7 年 8 月 4 日

## 令和 7 年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安

ランク	都道府県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	63 円
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡	63 円
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	64 円

(参考) ランクごとの加重平均は、A ランク 5.6%、B ランク 6.3%、C ランク 6.7%

以降に公益委員見解が引き続き記載されておりますが、時間の関係がありますので一部省略して説明させていただきます。

まず、アとしまして「労働者の生計費」

続いて、イとしまして 5 頁に「賃金」

6 頁にウとしまして「通常の事業の賃金支払能力」と法定三要素にかかるそれぞれの公益委員の見解が示されております。

それを踏まえまして 8 頁。エ「各ランクの引上げ額の目安」が示されておりますので、こちらを読み上げさせていただきます。

エ「各ランクの引上げ額の目安」

最低賃金について「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」等において「適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020 年代に全国平均 1,500 円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で最大限の取組を 5 年間で集中的に実施する」こと。また「EU 指令においては、賃金の中央値の 60% や平均値の 50% が最低賃金設定に当たっての参考指標として加盟国に示されている。最低賃金の引上げについては我が国と欧州では制度、雇用慣行の一部に異なる点があることにも留意しつつ、これらに比べて我が国の最低賃金が低い水準となっていること及び上記の施策パッケージも踏まえ、法定 3 要素のデータに基づき中央最低賃金審議会において議論していただく」こととされていることも踏まえ、公・労・使で真摯に検討を重ねてきた。

今年の政府方針として、成長型経済への移行に向け、中小企業と地域に重点を置き、数多くの具体策が示されているところ、今後それらが実行されることが重要であり、成長戦略の要とされた持続的な賃上げの環境整備に向けて「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5

か年計画」に掲げる施策の迅速な実施が期待される。

一方で、最低賃金の改定額の審議に当たっては、最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき、公労使同数の委員で構成される最低賃金審議会において、丁寧に議論を積み重ねて結論を導くことが、目安額に対する納得感を高める上でも非常に重要であることから、今回の審議会でもこの点を再確認し、徹底するように検討を進めてきた。

また、最低賃金の審議に当たっては、全体の平均値の賃上げ率とともに、賃上げに取り組めない、あるいは労務費等のコスト増を十分に価格転嫁できていない企業が一定程度存在することを十分に考慮すべきという意見も踏まえて議論を行った。

この結果、ア～ウで触れたように、①労働者の生計費については、消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）は、昨年10月から今年6月までの平均3.9%となるなど、昨年に引き続き高い水準となっており、また、「頻繁に購入」する品目、「食料」、「基礎的資質項目」、「1ヶ月に1回程度購入」する品目といった生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価も昨年10月から今年6月までの9か月平均が、4.2%から6.7%の高い水準となっている。

また、②賃金については、春季賃上げ妥結状況における賃金引上げ結果に関して全体で5%台と33年ぶりの高い水準となった昨年を上回る結果となっており、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額（時給・加重平均）についても5%台後半の引上げで昨年を上回る水準となっている。

さらに、賃金改定状況調査結果第4表①②における今年の賃金上昇率は2.5%で、昨年を上回り、平成14年以降最大のものとなっているほか、第4表③における賃金上昇率も3.2%と昨年を上回る水準の引上げとなっている。

③通常の事業の賃金支払い能力については、売上高経常利益や従業員一人当たり付加価値額が高い水準で推移するなど、景気や企業の利益において改善の傾向にある。

なお、企業において賃金支払い能力等も勘案した賃金決定の結果であると解釈される30人未満の企業の賃金改定状況調査結果の第4表における賃金上昇率が平成14年以降で過去最大となっていることも、考慮すべきである。

しかし、売上経常利益率や価格転嫁率が示すように、大企業と中小企業の差は改善の傾向にあるものの、依然として賃上げ原資を確保することが難しい企業も存在し、二極分離の状態にあると考えられる。

さらに、第4表と春季賃上げ妥結状況の差からも、小規模事業者は賃金支払い能力が相対的に低い可能性がある。

こうした中で、最低賃金は企業の経営状態にかかわらず、労働者を雇用するすべての企業に適用され、それを下回る場合には罰則の対象となることも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられる。

これらを総合的に勘案し、昨年度に引き続き、消費者物価の上昇が続いていることから労働者の生計費を重視することに加えて、中小企業を含めた賃上げの流れが続いていることに着目した。

最低賃金に近い生活水準の労働者の購買力を維持する必要があることを考慮するとともに、賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法第1条に規定するとおり、最低賃金制度の目的は賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図り、もって労働者の生活の安定

等に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与するものであることにも留意すると、今年度の各ランクの引上げ額の目安（以下「目安額」という。）を検討するに当たっては、全国加重平均6.0%（63円）を基準として検討することが適当であると考えられる。

各ランクの目安額については、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」等において、「地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点からも少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要である。

その上で、消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）の対前年上昇率はAランクで3.8%、Bランクで3.9%、Cランクで4.1%となっており、ランク間の差は昨年より縮小しているものの、A・BランクよりCランクの上昇率が高くなっていることを考慮する必要がある。

また、賃金改定状況調査結果の第4表の①②③における賃金上昇率は、Cランク、Bランク、Aランクの順に高くなっている。さらに、雇用情勢としてB・Cランクが相対的に良い状況にあること等のデータを考慮する必要がある。これらのことから、CランクをA・Bランクより相対的に高くすることが考えられる。

これらのこと考慮すれば、下位ランクの目安額が上位ランクの目安額を初めて上回ることが適当であり、具体的にはAランク63円（5.6%）、Bランク63円（6.3%）、Cランク64円（6.7%）とすることが考えられる。この結果、仮に目安どおり、各都道府県で引上げが行われた場合は、最高額に対する最低額の比率は81.8%から82.8%となり、地域間格差は比率の面で縮小することとなる。また、地域間の金額の差についても改善することとなる。

オ「政府に対する要望」は時間の関係で省略をさせていただきます。

続きまして、12頁でございます。カ「地方最低賃金審議会への期待等」を読み上げさせていただきます。

カ「地方最低賃金審議会への期待等」

目安は、地方最低審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない。

こうした前提の下、目安小委員会の公益委員としては、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、都道府県別に示される地域の経済・雇用の実態等（消費者物価指数の上昇率、最低賃金の引上げによる影響率など）をデータに基づいて見極めつつ、自主性を發揮することを期待する。

その際、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや賃金上昇率が増加傾向にあること、地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配意いただきたいと考える。

なお、各地域の最低賃金額改定の審議に当たっては、最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき、公労使で丁寧に議論を積み重ねることが非常に重要であり、政府や自治体の各種支援策によって、企業の生産性向上とともに、労働者の賃金上昇が図られることが期待されるが、各種支援策の詳細な制度設計は今後行われるものでもあることに留意が必要である。

地域別最低賃金の発効日については、未組織労働者にも春闘における賃上げ結果を速やかに

波及させるという地域別最低賃金の改定の趣旨も踏まえ、10月1日等の早い段階で発効すべき、就業調整の影響への懸念はあるものの、それを理由に就業調整と関係ない最低賃金に近い賃金水準の労働者の賃上げを遅らせるべきではない、という考え方もある。その一方、近年、地域別最低賃金の引上げ額が過去最高を更新し、影響率が大幅に上昇していることに伴い、最低賃金の改定に必要となる賃金原資が増大していることへの対応や、最低賃金の引上げに対する政府の支援策利用時に求められる設備投資の計画の策定等に当たって、経営的、時間的な余裕のない中小企業・小規模事業者が増加しているとの意見がある。また、いわゆる「年収の壁」を意識して、年末を中心に一部の労働者が行っている就業調整のタイミングが年々早まり、人手不足がさらに深刻化して企業経営に影響が出ているといった声も挙がっている。このため、こうした状況に留意するとともに、法的強制力を伴う地域別最低賃金の実効性を確実に担保する観点から、最低賃金法第14条第2項において、発効日は各地方最低賃金審議会の公労使の委員間で議論をして決定できるとされていることを踏まえ、引上げ額とともに、発効日についても十分に議論を行うよう要望する。また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な关心を持って見守ることを要望する。

なお、公益委員見解をとりまとめるに当たって参照した主なデータは別添のとおりである。

この後、参考資料及び別添が添付されておりますけれども、そちらの読み上げは省略させていただきます。

答申文の内容は以上でございます。

### 【下山会長】

はい、ありがとうございました。それでは、ただ今の中の中央最低賃金審議会での答申に関してご意見・ご質問はございますか。

(意見・質問なし)

特にないようでございますので、次の議題に移りたいと思います。

次に、議題(2)「奈良地方最低賃金審議会奈良県最低賃金専門部会委員の任命について(報告)」の審議に入ります。

奈良県最低賃金専門部会の委員は関係労使から推薦を受け、その候補者のうちから任命する。ということになっており、その推薦のため7月11日から25日までの期間、公示されたと思いますが、その結果について事務局から報告してください。

### 【中村室長】

ご報告を申し上げます。

奈良県最低賃金専門部会の委員につきまして、関係労使からご推薦を受けた候補者のうちから、令和7年7月28日付けをもちまして、委員に任命をしましたのでご報告いたします。

任命した委員は、お手元の資料71頁の資料No.2「奈良地方最低賃金審議会奈良県最低賃金専門部会委員名簿」をご覧ください。

読み上げて紹介させていただきます。

公益代表 熊谷 礼子 委員 下山 朗 委員 坪田 園子 委員  
労働者代表 河本 章吾 委員 北尾 亮 委員 本村 秀史 委員  
使用者代表 上村 賢司 委員 当麻 和重 委員 西田 雅彦 委員  
以上でございます。

### 【下山会長】

それでは、奈良県最低賃金専門部会の開催に関して事務局から説明をお願いいたします。

### 【中村室長】

ご説明いたします。

「奈良県最低賃金専門部会」につきましては、既に7月29日火曜日に第1回目を、8月1日金曜日に第2回目を開催しております。

第1回目は「部会長及び部会長代理の選出」、「専門部会の進め方」、「審議日程」について、審議を行いました。

第2回目は、予定では目安報告を行った上で、金額審議を行う予定でしたが、開催日までに目安が示されませんでしたので、「労働者の生計費」「賃金」「通常の事業の支払い能力」の法定3要素及び「地域間格差の解消」等の論点に対する認識について意見を交わし、認識の共有を行いました。

なお、第3回目から具体的な金額についての審議を行う予定となっております。

### 【下山会長】

はい、わかりました。

それでは、奈良県最低賃金専門部会の委員に任命された皆様、既にお手数をおかけしておりますけれども、引き続き具体的な金額の審議の程、よろしくお願ひいたします。

それでは議事を進めます。

次に、議題(3)「関係労使の意見聴取について」の審議に入りますので、事務局から説明をお願いいたします。

### 【中村室長】

それではご説明いたします。お手元の資料72頁資料No.3「関係労使の意見聴取に係る関係法条文の抜粋」をお付けしております。

時間的制約もございますので、読み上げての説明は省略させていただきます。

これらの条文に基づき、7月11日～8月1日までの期間、関係労使からの意見を求めておりましたところ、4つの労使団体から意見書の提出がございました。

意見書の提出がありました順にご紹介いたします。

7月25日に日本労働組合総連合会奈良県連合会の水野会長様から、資料73頁資料No.4「奈良県最低賃金の改正決定に係る意見の申し立て」のご提出があり、次に、8月1日に一般社団法人奈良経済産業協会の平越会長様から、75頁資料No.5「奈良県最低賃金の改正決定に係る意見の申し立て」の提出がございました。

同日8月1日に奈良県労働組合連合会の松本議長様から資料78頁資料No.6「意見書」が併

せまして市民生協奈良コープ労働組合の松本執行委員長様から資料 83 頁資料 No. 7 「最低賃金の大幅引上げを求める意見書」がそれぞれ提出されましたことをご報告いたします。

以上でございます。

### 【下山会長】

はい、ありがとうございました。

ただ今、事務局から説明がありましたように、日本労働組合総連合会奈良県連合会、一般社団法人奈良経済産業協会、奈良県労働組合連合会、市民生協奈良コープ労働組合の労使団体から意見書が提出されています。

この中で、意見陳述を希望されていない市民生協奈良コープ労働組合を除く各団体から、この審議会の場におきまして、意見をお聞きしたいと思います。

お聞きする順番は、例年のとおり、意見書を提出された順でお願いしたいと思います。会場中央の座席まで移動の上でご発言をお願いいたします。

それでは、最初に「日本労働組合総連合会奈良県連合会」様からお願ひいたします。

### 【本村委員】

資料 73 頁で「奈良県最低賃金の改正決定に係る意見の申し立て」ということで、読み上げをさせていただきたいと思います。

奈良県最低賃金の改正決定のための調査審議が行われるに当たって、最低賃金法第 25 条第 5 項の規定に基づき、意見書を提出させていただきたいということでございます。

我が国は、急速な少子化を伴いながら、高齢化と人口減少が進んでおり、1990 年代後半以降のデフレ経済などが相まって不安定雇用や格差が拡大をしてきました。

また、この 30 年、日本全体の生産性の伸び率と賃金の上昇に乖離が生じたことで実質賃金が緩やかに低迷をしてきました。

加えて現下の物価上昇は最低賃金近傍で働く、仲間の暮らしにより大きな影響を及ぼしており、処遇改善は急務となっております。2025 年度の春期生活闘争においては、昨年を上回る結果で平均賃上げ率は 5.25%、1991 年 (5.66%) 以来の高い伸びとなりました。

賃上げの流れを定着させ、その裾野を中小企業・地方労働組合のない職場にまで広げることが重要であり、最低賃金近傍で働く仲間の多くが非正規雇用であるということを鑑みれば、最低賃金制度の果たす役割はより一層重要度を増しています。

経済・賃金・物価が安定的に上昇する新たなステージをしっかりと社会に定着させるためには、積極的な人への投資によって、中小企業や非正規雇用で働く者を含め、すべての労働者の賃金が継続的に上昇し、物価を上回る賃上げの流れを中長期的に継続していくことが不可欠です。

また、国際的には一般労働者の賃金の平均値や中央値の 5 割から 6 割が相対的貧困ラインとされていることを踏まえ、貧困率の低下に向けては、最低賃金の大幅な水準引上げを目指すことが必要です。

その他、地域間格差の是正も大きな課題です。最高額と最低額の差は 2024 年度には 212 円まで縮小いたしましたが、深刻な人手不足の中、地域間格差を是正しなければ、地方から都市部への更なる労働力の流出に繋がります。奈良県においては、人口流出が一番多い大阪府との差額が 128 円あり、これを改善しなければ、さらに労働力が流出し、奈良県内で多い中小・小規模事業

者は人材確保が困難となり、経済の回復や事業継続・発展の厳しさに拍車がかかるることは明白です。

今、我が国に求められているのは雇用の安定とともに、経済・社会の活力の源となる人への投資です。最低賃金を引き上げ、最低賃金近傍で働く仲間の生活の安心・安全を担保することは、その最も重要な要素の一つです。社会の不安定化に歯止めをかけ、持続可能な社会を実現していくためにも、生存権を確保した上で、ナショナルミニマム水準はいかにあるべきか、欧米並みの水準も意識しつつ、当面目指すべき水準を重視した議論が必要であると考えています。

以上のことと踏まえて、奈良地方最低賃金審議会に対し、労働者の健康で文化的な生活の確保と奈良県における地域経済の健全な発展に向け、下記のとおり意見と要望を申し上げます。

資料 74 頁でございます。

1. (1) 「地域別最低賃金について」ということで、地域別最低賃金の改正に当たっては、憲法 第 25 条、労基法第 1 条、最賃法第 1 条を踏まえ、経済的自立を可能にし、人たるに値する生活を営む賃金水準とする必要がある。生活不安・雇用不安を抱える中での最低賃金の改定は社会安定のセーフティネットを促進するメッセージとなり得るものである。公労使が最低賃金制度の果たす意義・役割を再確認した上で議論を尽くし、「自主性」を尊重するとともに、県内における賃金実態、生活実態を重視し、その趣旨を踏まえた審議会運営を図ること。  
(2) 「2025 春季生活闘争について」ということで、2025 春季生活闘争では、「みんなでつくろう！賃上げがあたりまえの社会」のスローガンを掲げ、賃上げの社会的機運の醸成や、労働組合のない企業等への波及を務めた。中長期視点をもった「人への投資」の重要性について、粘り強く真摯な労使交渉を行った結果、加重平均で、16,356 円 (5.25%) となり、1991 年以来の 33 年ぶりの 5 % 超えであった昨年を上回ってきたということでございます。中小労組も含め、明らかな賃上げの流れが継続しています。組織されている労働者は、4 月から賃上げが実施されている一方で、未組織労働者の多くは労使交渉の機会が無く、自らの労働条件の決定にはほとんど関与することが出来ない。不当な低賃金に甘んじざるを得ないことが多々あり、現在の地域別最低賃金の水準では、最低限の生活を営むことすら困難である。多くの未組織労働者への波及力を強く意識し、社会的セーフティネットとして実効ある水準に向けた審議がされること。  
(3) 「早期発効に向けて」。最低賃金の早期発効は全労働者の利益である。今年度の奈良県最低賃金の改正が一般労働者の賃金に速やかに反映するよう、早期の改正決定が行われるよう、審議会運営を図ること。

## 2. 審議会運営について。

- (1) 審議会における「参考資料の在り方」について。

2017 年 3 月 28 日の「中央最低賃金審議会目安制度のあり方に関する全員協議会」の中で、「各種統計資料の取捨選択を行うとともに、最低賃金引上げの影響に係る資料を充実するなど、引き続き見直しを検討することが必要」と報告されていたことを踏まえ、外部労働市場の賃金の絶対水準を審議会における参考資料として提示されるよう求めます。

また、連合リビングウェイジを参考とした、単身労働者の必要最低生計費や高卒初任給の時間換算額等を十分考慮した水準に向けた審議がなされること。

- (2) 地域間格差是正について。

賃金が低い地域から高い地域へ働き手が流出するという実態に強い危機感を抱いており、

とりわけ県内就業率の低い奈良県においては、人材確保の観点から隣接府県の状況を十分視野に入れた審議がなされること。

以上でございます。

### 【下山会長】

はい、ありがとうございました。それでは、次に「奈良経済産業協会」様からお願ひいたします。

### 【松岡委員】

それでは、使用者側を代表しまして奈良経済産業協会の松岡が説明させていただきます、着座にて失礼いたします。お手元資料 75 頁をご確認ください。令和 7 年 8 月 1 日付けで「奈良県最低賃金の改正決定にかかる意見の申し立て」と題して意見書を提出させていただきました。内容についてご説明させていただきます。

#### 1. 奈良県の中小企業を取り巻く状況

奈良県内の景気を見ると、円安による外国人観光客の増加など観光業や小売業などにインバウンド消費の恩恵がある一方、慢性的な人手不足も継続しており、充分な稼働に至らない中で、経営回復の見通しが立たない厳しい状況の企業が多いのが実態である。

まだ終結が見えないロシアによるウクライナ侵攻や、1 ドル 140 円後半を推移する円安状態、物価上昇、原材料・エネルギー費の高騰、また、トランプ関税による輸出への打撃など、日本経済への影響は長期化し企業経営に大きな負担となっている。

原材料価格が高騰する中、大手企業と取引する中小企業においては、充分に価格転嫁ができるおらず、経費負担が強いられている現状が続いている。生産に影響する電気代、製品を運ぶガソリン代、大幅な賃上げによる人件費上昇など、事業コストの増大は耐えられない領域及び、危機的な経営状況にあると言える。更に、価格転嫁ができない中で、逆に毎年定率でのコスト削減要請も常態化していることを直視しないといけない。

また、政府系金融機関のコロナ融資の返済が始まったこともあり、奈良県の企業倒産件数を見ましても、ここ数年の倒産件数は 60 件前後で推移していたが、2024 年に関しましては 110 件と急激に増加しており、そのような状況下、さらに廃業や M&A などを選択する企業が広がることが予想される。

中小零細企業やコロナ禍でダメージを被ったこうした業種こそが、最賃近傍で働く多くの労働者を雇用しており、昨年度に引き続き、今年度も最低賃金が大幅に引き上がるようなことがあれば、その影響が直撃し、雇用の削減や廃業につながることが強く懸念される。

中小企業庁が 6 月 30 日に公表した中小企業景況調査によれば、今年の 4 月から 6 月期の全産業の業況判断 D I は ▲16.3 と 4 期ぶりに上昇したものの、依然としてマイナス値を示しており、製造業は ▲17.9、非製造業も ▲15.8 となっている。特に小規模事業者については ▲18.0 と依然として厳しい状況が続いている。

本年 5 月の全国鉱工業指数は、季節調整済指数（生産）が 101.8 で前月比 0.5 ポイントの増加であり、近畿の鉱工業指数は季節調整済指数（生産）が 94.2 となり、前月比 0.4 ポイントの減少となっている。

5月の奈良県鉱工業指数は、季節調整済指数（生産）が87.3で前月比6.7ポイントの減少であり、全国とは14.5ポイント、近畿とは6.9ポイント下回っており、奈良の87.3自体が非常に低位であることから、奈良県が非常に厳しい状況になっていることの証左と言える。

2025年春季労使交渉結果によると、日本経済団体連合会の中小企業（従業員500人未満）の調査では、全産業のアップ率は4.35%（プラス0.43ポイント）となっている。また、一般社団法人奈良経済産業協会が会員企業等を対象とした調査（回答企業数28社）では、全産業のアップ率は4.52%（プラス1.29ポイント）となっている。

今年の春季労使交渉では、消費者物価の高騰を踏まえ、昨年と同様に多くの企業で一定程度の賃上げには理解を示している。ただ、経営状況から大幅な賃上げをできなかつた零細企業だけでなく、人材確保・定着のために、業績が改善していないにもかかわらず賃金を大幅に引き上げた、いわゆる「防衛的賃上げ」を行つた中小企業が多く存在していることを考慮するべきである。

なお、経団連及び当会の両調査とも、回答企業の数が限られ、また企業規模が比較的大きいことが見て取れる。実際に「賃金改定状況調査結果」第1表のBランクでは、賃上げはしない、または賃下げをする企業は合計約29.3%に及ぶなど、中小零細企業においては賃上げがなされない企業も多数ある。

更に、春季労使交渉の対象となるのは、前年度の実績をベースとし、経験・スキル・成果等の総合的な結果に対して行われるものであるが、最低賃金は、未経験で且つ、能力・スキルに全く関係なく一律に定めるものであり、評価軸は全く異なつてゐることに充分留意することが必要である。

なお、賃金支払いに大きな影響を与える「労働生産性」の状況は、2023年OECデータで、日本の時間当たり労働生産性はOEC加盟38か国中29位（2022年は31位）であり、また一人当たり労働生産性は、OEC加盟38か国中32位（2022年は31位）である。

主要先進7か国で見ると、両指標とも1970年以降、日本は最下位の状況が続いている。また、国際的に見ても日本の労働生産性の低さが近年一層際立つてゐることから、まずは企業の労働生産性の向上が先決である。

また、奈良県は、同じランクとなる他府県との経済指標の格差が歴然であり、より厳しい状況にあると思われる。雇用を維持しながら必死に経営を継続してきた企業の「通常の事業の賃金支払能力」を最も重視して審議を行っていくことが必要であると考える。

## 2. 今年度の賃金審議における基本的な考え方

最低賃金制度は最低賃金法第1条に規定されているとおり、賃金の低廉な労働者に対する施策であり、賃金引上げや消費の拡大と言った政策を目的としたものではない。

同法第9条には地域別最低賃金の決定に当たっては「労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払い能力」を考慮して定められなければならないと明記されている。

しかしながら、最低賃金は平成28年度以降、令和2年を除いて、引上げ率3%台～4%台の大幅な引上げが続き、昨年度に至つては5.1%の引上げとなり、経営実態を十分に考慮していないとの声が多数ある。

最低賃金は、企業の経営状況のいかんにかかわらず、全ての労働者にあまねく適用されるので、経済の好循環を機能させるためには、賃上げの原資である生産性を向上させ、企業の経営を改善することが大前提である。そのためには、まず中小企業の生産性を高めるための施策を拡大・継続し、将来に向けた安定的かつ応分の事業の利用ができ、経営の安定と賃上げの意欲を促すこと

が肝要である。

今年4月、日本商工会議所、東京商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会の経済4団体は、賃金に関する要望を政府に提出した。

その中で、「最低賃金の審議において考慮すべきものとして法が定める三要素のうち、生計費と賃金が上昇局面に入る中で、ある程度の引上げは必要と考えるが、中小企業・小規模事業者の経営や地域経済に与える影響については十分注視が必要である。

また、政府が経済財政運営の大きな方針を示す中、目指すべき最低賃金の水準等に言及することは否定しないが、最低賃金制度は、労働者の生活を保障するセーフティーネットとして、赤字企業も含め強制力を持って適用されるものであり、これを賃上げ実現の政策的手段として用いることは適切ではない。政府方針の検討に当たっては、中小企業・小規模事業者を含む労使双方の代表が参加する場で、経済情勢や企業の経営状況を十分に踏まえて議論すべきである。

更に、地方最低賃金審議会においては、中央が示す目安額や隣県との格差を過度に意識し、地域の経済実態を十分踏まえた議論がなされてないとの声が聞こえる。

政府においては、各都道府県の労働局を通じ、地賃における地域のデータに基づく納得感のある審議決定を徹底するとともに、参考すべき地域別の統計データを例示・提供などにより支援が必要である」と指摘していることは、我々が求めていることと同じであります。

使用者側は従前から、各種統計結果等に基づく審議を行っていくべきこと、中小企業の賃金引上げの実態を表している「賃金改定状況調査結果」のとりわけ第4表を重視する旨を主張してきた。

今後も第4表を重視した上で、中小企業の実態や地域経済の実情、他の指標も勘案し、納得性のある目安かどうかを第一に議論し、その根拠等を提示していただきながら、慎重に審議を進めるべきというスタンスは従前通りである。ちなみに、今年度第4表のBランクの賃金上昇率が2.9%となっている。

特に、提示される目安額はあくまで目安であり、目安額が絶対でないことを再認識したい。

また、目安額が最低賃金審議会や専門部会の議論を拘束する性質ではないこと、そして、あくまでも当該地域の経済の実態に踏まえた審議を行うことを全員協議会の合意の上で審議を進めていくことを望む。

最低賃金は、業績の良し悪しに関係なく、一律に強制力をもって適用され、加えて、最低賃金は下方硬直性が強く、景気後退局面においても、実質的に引き下げる事が出来ないことを考慮しなければならない。

更に、原材料費・エネルギー費の上昇、円安・トランプ関税、海外情勢等の影響を受けている中小零細企業の経営状況を、各種資料からの的確に読み取り、明確な根拠に基づいた納得感のある調査審議が重要であり、そのためのエビデンスたる第4表を重視した審議を求める。

収益の持続的な改善・拡大や生産性向上を伴わない形で、合理的な根拠に乏しい最低賃金の大額な賃上げは、収益の動向に関係なく、人件費の増大を強いられることになり、特に、ここ数年継続している大幅な最低賃金の引上げは、中小零細企業の経営を直撃し、そこで働く者の雇用を失わせるだけでなく、人件費の増大が企業経営を圧迫することで、事業の継続自体をも危うくすることとなる。その結果、地域経済に悪影響を及ぼし、わが国経済の再生が遠のくことになりかねないと言える。

最低賃金の大額な引上げには、生産性の向上が前提となるべきであるが、政府による各種生産

性向上の支援策等は示されながらも、その効果が未だ十分に上がっているとは言えない状況で、日本の生産性の低さが改善されていないことからも明らかである。

そのような中で、最低賃金の大幅な引上げを先行させることは原理に反し、支援策の有無でなく、支援策の効果とともに議論するべきである。

最低賃金の審議では、県内中小零細企業の経営実態や、経済・雇用等の状況を鑑み、希望的な観測や予測ではなく、エビデンスに基づいた、眞の経済実態に合った慎重な調査審議が必要と考える。

以上でございます。

### 【下山会長】

はい、ありがとうございました。最後に「奈良県労働組合連合会」様からよろしくお願ひいたします。

### 【奈良県労働組合連合会 井ノ尾副議長】

奈良労連を代表して意見陳述を行わせていただきます。

すでに奈良労連として議長名で意見書を提出しておりますが、私、副議長の井ノ尾がこの陳述では労働者の実態と、労働者らとこれまで向かい合って議論してきた中で気が付いた点、特に強調したい点を述べることにします。なお、昨日中央審議会で最賃引上げ目安が出されました。報告されているとおりです。全国加重平均は1,055円から1,118円と63円64円増となるとまとめられていますが、この流れとすれば指摘されているように政府が目標とする2020年代に平均1,500円には間に合いません。仮に地方が目安どおりとなればABCランクの金額の地方格差は広がることになります。パーセントで縮まっているということについては、これは1つの見方ですが、私は欺瞞だと思います。昨年の率より引上げをしたもの、1,500円への到達には毎年7.3%、金額では77円の引上げが必要になると試算されていましたが、そうはなっていません。

全労連などが行った実際の生計費調査や訴えを基にした報告では、原則を重視して考えれば、時間給は1,700円から1,800円が全国調査では地方にあまり格差なく必要とされています。最賃額の審議を今回多くのマスコミがクローズアップしていますけれども、やはり奈良においても審議会としても審議内容を公開して関係者のみならず、多くの県民・労働者が情報を共有していくことが根本的に大事と考えるものです。

さて、今回の審議は全国的に物価高騰のもとで国内の状況は格差が広がっている、米の値段が高い、ガソリンの負担が大きい、こういう声が強くなっている。奈良県において自家用車の所有は必需品であり一家に2台、3台がなければならないというのが現実です。貧困層が増えていっています。これを是正して地域の経済を再生しなければならない。そのため今回の中間審議会においては絶対的な金額の引上げとともに地域間格差の解消、金額の差を解消させるということが必要だと思います。具体的には全都道府県でもそうですが、目安を上回る大幅な引き上げを増進してほしい。同時に具体的には引上げを円滑にするためには中小企業・小規模事業者への助成措置を行ってほしいことを強調しておきたいと思います。中小支援と一体で問題を提起・改定してほしいと思います。

原材料費と人件費が、価格に適正に反映される仕組みにする。地方行政からも助成政策を具体化することを国、奈良県にも強く要請することを求めていきます。具体的な金額については

現在、大阪府の最賃額、時給は全国3位の1,114円、奈良は時給986円であり128円もの差があります。

格差が少なくなった訳ではありません。特に、奈良県は加重平均と言われる平均額1,055円には至っていません。奈良は何で1,000円にもなっていないんや、何でや。この疑問を含めて奈良で働く人達、こういった声、不安と不満の声です。例えば、隣の県の事業所の求人ポスターを見れば、明らかに金額に大きな格差があります。それでも隣の府県境を越えると、奈良よりも何となく活気を感じているとの感想も出されています。これでは最低賃金の低い地域から高い地域に労働力が移動するし、奈良地域の経済が停滞する。だから賃金も上がりづらくなる。

最低賃金の格差が温存されてしまっている、これが今の実情、現実ではないでしょうか。私達奈労連も、日常的に労働相談を受けており、切実な実態を目の当たりにしていますが、更にその一端をこの場でもあえて紹介せざるを得ません。私はあちこち回ることがあります、県内の工業団地、その地域で外国人労働者、外国人実習生が増えていますが、雇用している企業では、契約の時間給は、ほぼ最低賃金か、すれすれの金額というところが多くあります。というより、企業側には、実習生、外国人は、最低賃金額で雇えばよいという認識が定着しているのではないかとさえ思います。事業所も外国人の支援のための補助金を受けながら、外国人労働者を迎えていきます。

労働者に貸与している、例えば宿舎は、ほとんどワンルーム。夜勤勤務をする態勢もあるため、一つの小さな部屋に3人以上寝ていて、交互に狭く暑い部屋で休んでいるという事例も目の当たりにしました。しかも、残業代も労基法に基づいた割増賃金では払わないで、最低賃金にも満たない残業代金で法に触れている事例もありました。零細事業所の極めて特異な例ではありません。

工業団地に進出するために支援を受けてきた企業です。私達は、そういったことを労働者から訴えがあり、相談があるとよく聞き、実態を調べて、当然団体交渉では正させ、支払わせて解決しましたが、それはそう簡単なことではありませんでした。なお、毎年私達が行う全県の自治体を回る自治体キャラバンという行動。この取組で、ある自治体を訪問しました。関係者と懇談しますけれども、ある工業団地を抱える都市部で外国人の住民が多くなっている。街でよく見かけるし、増えていることは知っていますと言われます。しかし、雇用の内容、賃金の実態、暮らしの実態は、よくわかりません。詳しくは認識されていないのではないかという感想を私は強く持ちました。私は、労働行政と地方自治体の課題、責任であると思います。労働者の力も必要です。ましてや、今選挙でも問われました外国人排外主義に陥るようなことはあってはならない。そのことを私は危惧します。それは外国人労働者の問題ばかりじゃなくて、共に働く日本人の問題でもあります。こうした職場の同僚の日本の労働者といえば、多くは非正規型です。正社員として働く人はだんだん少なくなり、非正規型の割合が増え続けています。つまり、日本における非正規型雇用であり、最低賃金の金額付近で働く人が増えてきているのが実態です。時間賃金の雇用契約ではなく、配送や配達で、大手で働くその下請けの人達は、個人業務契約の人が増えてきています。タイミーナウとも言われている隙間産業、時間の隙間を埋める低賃金の働き方は、まさに最低賃金額です。実態としては、そうなってない実情もあります。個配達すれば12円とか17円とか20円。これで朝の6時から夜の10時、11時まで働いている労働者、こういう人達も私達を訪ねてきます。奈労連への相談には、シングルマザーで働き方はパート、世帯の責任者という人の労働相談が少なくありません。フルパートで働いても、年々住宅維持費や子育て費用、食費等の出費が増えており、安定した生活を送ることが出来ないと悲鳴ともいえる訴えで

す。審議会においては、こうした実態をも直視した審議を進めてほしいと思います。ショッピングの短時間の勤務なら、少しでも時間給が高い所へ。隣の京都との例で言えば、木津川の店や生駒を超えたところの事業所に行くということになっています。学費、借家費、これに悩むアルバイト学生は、奈良でアルバイトするより、京都や大阪府下で、遅くまで働いているのが現実です。奈良県内のコンビニやスーパー、ショッピングの同じ会社内で求人募集しても、隣の町の金額が高い店に流れて働きに来てくれないし、来ても直ぐに隣の町に行ってしまう。辞めて行かれるとの人事管理部からの苦悩の訴えもあります。私達が意見書を出しているコープの職場でも、直ぐ隣の生駒を超えて大阪に行く。そういう悩みが生まれています。ある鉄道内の駅、あるいは周辺に設置された店の従業員は、同じ商品なら、値段は県内外とも店が違っても、同じ売値なのに、労働者の賃金額は大阪と奈良県内では、従業員の時間単価に格差があると訴えます。私は、ある大手のコンビニの管理職と団体交渉で会社本部の中でこの賃金格差の矛盾をどう解決すべきか、論議にはなっていないのですかと質問しました。会社の管理部は、「矛盾はある」と認めつつも、会社の責任者のところでは、問題が表面化するまでには至っていないと回答されていました。私は格差なく、全国一律になればいいがということでそれに共感されたこともありました。最低賃金の引上げとは、働けば人間らしく、暮らすことに足る生計費、そのための審議を求めることです。

最低賃金審議会の歴史においても、生存権を保障することで経済を安定させることを目的にしており、今では深刻化している2度3度働き、隙間バイトをせざるを得ないワーキングプアの増加、相対的な貧困率の増加です。世界に遅れを取ることはできない、これは政府の願いでもあり、一人一人の願いです。支払い能力論は、今回の目安論議で正論となりにくいものでした。私はそう思いました。経済界もそのことをよく自覚する発言が増えています。昨年は、ついに徳島県の知事が意見を述べました。こういう格差があれば、若い人達が淡路島を越えて神戸や大阪、関西に出て行ってしまうと。その後の地方のニュースを見ていますと、徳島県では引上げはどうしたらいいのかと言ったが、そのことに伴って経営の改善や、もっともっと日本中に知られるような、そういう事業展開をしなきゃならないと。工夫されて企業の力も伸びて行ったという報道もありました。生活の安定や希望は、賃金収入額だけの問題でなく、医療や教育、住環境問題等、国や地方が行うべき社会保障面での改善施策が関わっているということを私も当然認識していますが、今労働力の在り方、経済循環の実際について確認しつつ、最低保障額、所得の水準を引き上げることがこの日本においても成長型経済の実現につなげることができると私は思います。期待します。陳述の最後に強調したいと思いますが、今年は参議院選挙直後の重要な審議会です。国民の願いを踏まえて審議が求められていると思います。実態をどう改善するかということです。今、奈良でも人口減少が止まりません。もちろんその要因、理由は単純には、はかれませんが、根本的には、希望する人全員、子供を安心して産み育てられる経済的基盤、そういう基盤を持った地域での労働環境になることが大前提だと私は考えます。同じ仕事をしているのに働く地域によって大きく異なる賃金水準を放置していくには、賃金の高い地域に労働者が移動することを防ぐことは出来ないと考えます。ABCランクということになっていますけど、実態は他府県に3ランクどころか、もっと沢山の格差があります。これは世界で共通したことではありません。これは改善されなければならないというふうに思っています。近畿圏、地方の格差を無くすためにも、奈良の最低賃金を目安以上に大幅に引き上げること。そして全国一律に向かわせることだと考えています。重ねてそのことを強調し述べて、意見とさせていただきます。以上です。

### 【下山会長】

はい、ありがとうございました。それでは傍聴席にお戻りください。皆様、どうもありがとうございます。ただ今各労使団体の皆様から意見を伺いましたが、これらの意見につきましてご意見、ご質問等がございましたら挙手をお願いいたします。

柴田委員お願いします。

### 【柴田委員】

最低賃金の生活保障給という側面をみれば地域別最低賃金に格差があることについて、必ずしも不合理とは言えない面があると考えております。

地方と都市部では生活費、特に住居費において大きな違いがあるということを考えれば、地方と都市部との地方最低賃金に格差があることは、必ずしも、不合理とは言えないという見方も出来ると思います。逆に言えば、都市部で働く労働者から見ると、全国一律の最低賃金というのは、かえって不公平な扱いを受けるという見方も出来ると思います。以上のことから、必ずしも全国一律の最低賃金というのは、合理的な説明がなされていないということをまず指摘をしておきたいと思います。それからもう1つ、補足的にちょっと改めて申し上げたいのですけども、別添資料の17頁の「法人企業統計における資本金規模別労働分配率」をご覧いただければと思います。

ここにありますように労働分配率は、大企業においては60%台の労働分配率に留まっておりますけれども、既に資本金1億円未満の企業においては、労働分配率が76.9%を超え、1,000万未満が既に80%に達しているという事実がございます。労働分配率が80という数字は、ほぼ利益が無くて、あるいは設備投資に回すお金が無いという状況を示しています。もちろん人手不足の中で企業防衛的に賃上げを行った結果であるというのは言えるのですが、こういう実態も踏まえて最低賃金の審議をいただきたいというふうに思います。以上です。

### 【下山会長】

ありがとうございます。どなたかにお答え求めた方がよろしいですか。ご意見という扱いでよろしいですか。

### 【柴田委員】

そうですね。もし可能であれば、最初の地方都市部の賃金格差についての説明をいただければと思うのですけども。

### 【下山会長】

はい、ありがとうございます。どうしましょうか、本村委員ですかね。どなたでも、構わないですけれど。

(説明・意見なし)

この場で、別に全国に統一しろという意見ではなかったとは思いますので、ご意見として承るという形ですみませんけども、よろしくお願ひします。他にご意見ございますでしょうか。

(意見なし)

では、ご意見自体は今後の審議の参考にさせていただきたいと思います。

以上をもちまして、関係労使からの意見聴取は終了といたします。

では、最後にまいりますが、議題（4）「その他」について、事務局から何かございますか。

### 【中村室長】

事務局から 1 点ございます。

お手元の資料の 85 頁資料 No. 8 「最低賃金と生活保護との整合性について」をご覧ください。

最低賃金法第 9 条第 3 項では、「労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする」と規定しております。そのため、最低賃金と生活保護費の比較を説明するためにお付けしました。89 頁、90 頁に 2023 年度の生活保護のデータ及び最低賃金のデータによるグラフ、2023 年度の生活保護のデータと 2024 年度の最低賃金のデータによるグラフが 2 種類ございますが、いずれも都道府県別に、生活保護費と最低賃金額を比較したものでございます。このグラフで示されているとおり、奈良県を含め、全都道府県で最低賃金が生活保護費を上回っておりますことをご報告いたします。以上でございます。

### 【下山会長】

はい、ありがとうございます。その他に何かございますか。では、最後に次回の審議日程について事務局から説明をお願いいたします。

### 【中村室長】

次回の、審議会の日程をご説明いたします。次回の審議会は、令和 7 年度第 3 回本審 8 月 8 日金曜日 13 時 30 分開始の予定です。

審議内容としましては、奈良県最低賃金に関しては、奈良県最低賃金専門部会におきまして一定の結論に達しているということでありましたら、「奈良県最低賃金専門部会の審議結果」の報告、そして、その審議結果を踏まえた審議等の予定です。

奈良県特定最低賃金に関しましては、奈良県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無の諮問等を予定しております。

なお、本年度は中央最低賃金審議会の目安答申が例年よりも遅くなったことで、奈良県最低賃金専門部会の実質的な金額審議のスタートが本日、本審後に行われます第 3 回専門部会からとなります。予備日を含めますと、昨年と同じ 3 回の審議回数が確保できますが、審議の進捗次第では、次回第 3 回本審の開催までに専門部会が結審していない可能性もございます。

しかし、この場合でも、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無の諮問がございますので、奈良県最低賃金専門部会の審議の進捗状況を問わず、第 3 回本審は予定どおり開催し、第 4 回本審以降の開催日程につきましては、状況に応じて改めて調整させていただく場合がございますことをお含みおきください。以上でございます。

**【下山会長】**

ただ今、事務局の説明がありましたとおり、次回の第3回本審は、専門部会の結審の有無に関わらず、予定どおり開催しますのでよろしくお願ひいたします。

また、次回の審議会も本日と同様、「公開審議」でございますのでよろしくお願ひします。

既にご案内ありましたとおり、中央の審議日程が例年ないものになっておりましたので、当審議会もその影響を受ける可能性がありますので皆様ご理解のほどよろしくお願ひします。

それでは、本審の方をこれで終了したいと思います。皆様、長時間にわたりましてありがとうございました。